

平成 27 年 4 月 後 期 定 例 会 議 事 録

- ・開催日時 平成 27 年 4 月 23 日（木曜日） 14 時 58 分～17 時 11 分
- ・開催場所 人事委員会室
- ・出席者（委員）大西委員長 松尾委員 中川原委員
（事務局）社頭事務局長 伊東副事務局長 中野人事主幹
毛利係長 藤田係長 牛島係長 西川主査

○議事事項

1 平成 27 年 4 月 前 期 定 例 会 議 事 録 について

佐賀県人事委員会議事規則第 7 条第 2 項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

2 平成 27 年度佐賀県職員採用試験（大学卒業程度）の実施要綱について

概要について事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 試験区分及び採用予定者数

行政（25 名程度）、警察事務（2 名程度）、総合土木（16 名程度）、建築（2 名程度）、化学（2 名程度）、農政（2 名程度）、林業（1 名程度）、水産（2 名程度）、薬剤師（3 名程度）、保健師（2 名程度）
計 57 名程度

2 受験資格

- (1) 次のア又はイの要件を満たす者とする。ただし、日本国籍を有しない者（薬剤師及び保健師を除く。）及び地方公務員法第 16 条各号（準禁治産者を含む。）のいずれかに該当する者は除く。
ア 昭和 61 年 4 月 2 日から平成 6 年 4 月 1 日までに生まれた者（薬剤師については、昭和 61 年 4 月 2 日から平成 4 年 4 月 1 日までに生まれた者、保健師については、昭和 61 年 4 月 2 日から平成 7 年 4 月 1 日までに生まれた者）とする。
イ 平成 6 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。）を卒業又は平成 28 年 3 月 31 日までに卒業見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）
- (2) 上記（1）に掲げる事項の他、薬剤師及び保健師については、それぞれの免許（薬剤師免許、保健師免許）の取得者又は平成 28 年 8 月 31 日までに免許取得見込みの者とする。

3 試験の方法及び評価

試験は、第1次試験及び第2次試験に分けて行い、第2次試験は第1次試験合格者について行う。

(1) 第1次試験

教養試験及び専門試験を行う。

また、語学資格保有者に対しては、加点を行う。

ア 教養試験

五枝択一式による筆記試験とし、試験の程度は大学卒業程度とする。

問題数は60問で、80点満点とし、時間は3時間とする。

なお、問題数60問のうち7問は佐賀県に関する問題を、3問はICTに関する問題を出題する。

イ 専門試験

五枝択一式による筆記試験とし、試験の程度は大学卒業程度とする。

問題数は40問で、120点満点とし、時間は2時間とする。

ウ 語学資格保有者への加点

(ア) 加点対象者

英語、中国語、韓国語、フランス語について、相当高い程度の語学資格を保有すると認められる者を対象とする。

(イ) 加点の方法

資格等を証する書類を確認のうえ、資格の有用性等に応じ、20点を限度として加点する。

エ 第1次試験合格者の決定

教養試験及び専門試験のそれぞれの合格基準点以上の得点を有する者について、教養試験及び専門試験の合計点（語学資格保有により加点された者については、当該加点点数を加えた得点）により、採用予定者数を考慮して、高点順に定め、7月10日（金）に発表を行う。

なお、教養試験において佐賀県に関する問題（7問）が全て不正解の者は不合格とする。

(2) 第2次試験

論文試験及び面接試験を行う。

ア 論文試験

共通の一般的課題1題を出題し、職務遂行に必要な思考力、論理性及び文章による表現力等を総合的に評価し、100点満点とする。時間は1時間30分とする。

イ 面接試験

面接試験Ⅰ及び面接試験Ⅱを行う。

(ア) 面接試験Ⅰ

面接員3名の個別面接により人物評価を行い、200点満点で評定する。

なお、面接試験の参考とするため適性検査を実施する。

(イ) 面接試験Ⅱ

面接員3名の個別面接により人物評価を行い、100点満点で評定する。

4 最終合格者の決定

3(2)のア及びイの試験科目に合格となった者について、第1次試験及び第2次試験（論文試験及び面接試験）それぞれの得点を合計した総合得点（600点満点。語学加点があれば最大で620点満点。）により、試験区分ごとに、採用予定者数等を考慮して高点順に最終合格者を決定し、8月下旬に発表を行う。

ただし、受験資格の有無、申込書の記載事項の真否について、虚偽又は不正の申告をした者については不合格とする。

5 採用候補者名簿の登載順位

最終合格者は、4の総合得点の高点順に登載する。

6 受付方法

インターネット、持参、郵送による受験申込みの受付を行う。

7 受付期間

(1) インターネット申込

5月11日(月)9時から5月29日(金)17時までに県のサーバーに到着したものを有効とする。

(2) 持参による申込

5月11日(月)から5月29日(金)までとし、受付時間は8時30分から17時までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は除くものとする。

(3) 郵送による申込

5月11日(月)から5月29日(金)までとする。ただし、5月29日(金)の消印があるもので有効とする。

8 試験の期日及び場所

(1) 第1次試験 6月28日(日) 佐賀大学本庄キャンパス

(2) 第2次試験 7月下旬～8月上旬 県庁新行政棟会議室ほか

3 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について

改正内容について事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する。

平成27年4月1日付けの組織改正等に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

(施行年月日 公布の日(教育長に係る規定は、所要の経過措置を定める。))

(改正内容)

(1) 新たに指定する職

知事部局(現地機関) ・食肉衛生検査所副所長

教育委員会 ・教職員課健康管理担当係長

(2) 名称を変更する職

教育委員会 ・教職員課給与担当係長

(3) 廃止する職

知事部局(現地機関) ・農林事務所：農林調整監 ・土木事務所：土木調整監

教育委員会 ・教育長

4 佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について

改正内容について事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する。

平成27年4月1日付けの組織改正等に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

(施行日 公布の日(教育長に係る規定は、所要の経過措置を定める。))

(改正内容)

(1) 新たに指定する職

みやき町 ・本庁 教育委員会事務局 次長

玄海町 ・出先機関 小中学校 副校長

大町町 ・本庁 教育委員会事務局 局長

(2) 廃止する職

各市町 ・本庁 教育委員会事務局 教育長

5 解雇予告除外認定について

平成27年4月14日付けで佐賀県教育委員会教育長から提出のあった、労働基準法第20条第3項の規定に基づく解雇予告除外認定申請について、また、申請書中の「職員の責めに帰すべき事由」の事実関係に係る調査結果について、その内容を事務局が説明し、原案のとおり認定することを決定した。

6 平成26年(不)第1号事案に係る証人調べの決定について

平成26年(不)第1号事案について、請求人側申請の証人調べの採否等について、証人調べ申請を却下し、職権による証拠調べを行うことを決定した。

7 不服申立て(審査請求)の受理について

知事部局職員から提出された不服申立てについて、不利益処分についての不服申立てに関する規則第6条第1項により受理することを決定した。

○報告事項

1 平成27年職種別民間給与実態調査の実施について

調査の概要について、事務局から報告した。

【説明】

1 目的

県職員の給与と県内民間事業所の従業員の給与とを比較検討するための基礎資料の作成

2 調査対象

(1) 調査対象事業所

平成27年4月（4月分の最終給与締切日）現在において、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の357事業所（全国54,860事業所）

(2) 調査実施事業所

154事業所（全国12,311事業所） ※人事院が無作為抽出

3 調査実施期間

平成27年5月1日（金）から6月18日（木）まで（49日間） ※平成26年と同期間

4 調査内容

(1) 従来からの調査項目

- ① 個人別給与の支給状況（職種別、年齢別、学歴別等）
- ② 初任給の支給状況及び採用状況（職種別、学歴別）
- ③ 賞与及び臨時給与の支給状況（支給総額、支給人員数、支給月数等）
- ④ 本年の給与改定の状況（改定率、実施時期等）
- ⑤ 諸手当の支給状況（家族手当の支給状況）
- ⑥ 定年退職後の継続雇用制度等の状況

(2) 追加調査項目

- ① 住宅手当の支給状況
- ② 時間外労働割増賃金率の状況

5 調査件数

- (1) 本県標本事業所154件のうち39件は、人事院又は他都道府県人事委員会により調査
- (2) 他県標本事業所のうち7件は、本県内の事業所で当委員会が調査

2 平成27年度佐賀県警察官A採用試験実施計画の報告及び同試験における事務の協力について

平成27年度佐賀県警察官A採用試験実施計画及び事務の協力について、事務局から概要を報告した。

3 地域おこし協力隊経験者の採用にかかる知事部局の検討状況について

地域おこし協力隊経験者の採用にかかる知事部局の検討状況について、事務局から報告した。

4 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の運用について

総務省から通知があった、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の運用について、事務局から報告した。

5 公務員連絡会地方公務員部会等からの要請書について

全国人事委員会連合会会長へ公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会が提出した「民間給与実態調査等に関わる要請書」及び公務労組連絡会等が提出した「地方公務員の給与等の改善にかかわる要請書」について、事務局から報告した。

6 懲戒処分について

佐賀県教育委員会の懲戒処分について、事務局から報告した。

7 平成26年（不）第1号事案の証拠（書証）の認否について

審査請求人から証拠調申請書が提出されたこと、及び処分者に対し、その副本を送付するとともに、文書成立の認否を記載した書面を提出するよう依頼したことについて、事務局から報告した。

8 平成26年（不）第1号事案に係る口頭審理調書について

平成26年（不）第1号事案に係る第1回口頭審理調書を作成し、写しを両当事者へ送付したことについて事務局から報告した。

○その他

1 行事予定について